

編集規約および投稿規定 (2018年2月9日改訂)

編集規約

A. 原稿の提出と受付および保管

1. 本学会会員は本学会が発行する雑誌『情報地質』に投稿することができる。ただし、その内容は著者の責任とする。
2. 原稿の書き方ならびに投稿の手続きは別に定める投稿規定による。
3. 投稿時の原稿はすべて事務局に提出する。
4. 事務局は受けとった投稿原稿の受付月日を記録したうえ、原稿を編集委員会へ転送する。
5. 編集委員会は送られてきた原稿を保管する。
6. 編集委員会は会員または非会員への依頼によって原稿を集めることができる。
7. 本会からの依頼によらず、非会員からの原稿が提出されたときは、これを編集委員会から評議員会にはかり、評議員会の議決を経て編集委員会がこれを処理する。
8. 討論を主な内容とする原稿のときは、編集委員会はそれを討論相手に見せ、なるべくその回答の原稿を求める。

B. 原稿の審査と採否

1. 編集委員会は原稿を審査し、掲載するかどうかを決める。
2. 編集委員会は、原則として原稿の査読を会員または非会員に依頼する。ただし、この場合も最終的な審査は編集委員会の責任において行うこととする。
3. 編集委員会は投稿規定と査読結果に基づいて、著者に修正を求めることがある。修正の求められた原稿は修正後すみやかに返送するものとするが、原稿が3ヶ月以上たつて編集委員会に返送されてきたときには新規の投稿原稿として取り扱う。
4. 編集委員会が掲載適当と認めたとき(以下、これを「受理」とよぶ)、編集委員会は受理年月日を記録し、著者に通知する。
5. 編集委員会が掲載不適当と認めたとき、その理由をすみやかに著者に通知する。
6. 編集委員会が掲載不適当と認めた原稿について、その理由を著者が了解しないときは、編集委員会から評議員会にはかり、評議員会が採否を決める。

C. 論文の掲載

1. 受理された論文の掲載順は原則として受付の順とする。ただし、次の条件を考慮して順序を変更することがある。
2. 学会費等、本会に納入すべきものを著しく滞納している会員の投稿原稿は、それが納入されるまで、掲載を延期することがある。

D. 校正

1. 初校正は原則として著者が行う。第2校正以降は編集委員会が行う。
2. 著者は、校正した原稿を指定期日までに編集委員会に返送する。返送が著しく遅れた場合には編集委員会で校正するか、次号に回すこともある。
3. 雑誌発行の日時が迫っているときなど、時間的な制約を受けるときには、著者による校正を略し、編集委員会が校正を行う場合がある。
4. 校正のときに、著者が原稿と著しく異なるように書換えを行ったときは、その掲載を次号以降に延期することがある。

E. 別刷

1. 著者は自己の論文の別刷を作成することができる。
2. 別刷の作成に関わる費用は著者の負担とする。
3. 別刷に代わるものとして、著者は自己の論文のPDFファイルを利用できる。

F. 雑誌『情報地質』の内容

1. 広い意味での情報地質学に関連するもの(地質情報・知識の収集、整理、蓄積、検索及び各種解析・利用に関するもの)とする。
 - a. 論説(Article) : オリジナルな研究論文で、内容の主要な部分が学術論文として他に印刷発表されていないもの。
 - b. 総説(Review) : 情報地質に関連した特定分野の論文や学説などを総括、解説、あるいは紹介したもの、および研究上の処理・解析方法等に関する紹介。
 - c. システム・ソフトウェア開発(Development of System and Software) : 情報地質学に関連したシステムあるいはソフトウェアの開発・利用に関するもの
 - d. 短報(Short Article) : 短い論文、または新事実などの簡単な報告。
 - e. 研究(技術)ノート(Notes) : 技術・手法・術語などについての報告または紹介および速報、その他。
 - f. 講座(Lecture Note) : 情報地質学の各分野に関する基礎理論、技術の適用等について、テーマを定めて系統的に説明するもの。
 - g. 討論(Discussion) : 本雑誌に掲載された論文についての学術的な討論。
 - h. 研究紹介(Research Introduction) : 国内外研究機関、大学研究室、企業などによる情報地質学に関連した分野の研究への取り組み、成果等の紹介
 - i. 紹介(Book Review and Software Review) : 最近出

版された単行本とモノグラフの紹介。

j. ニュース (News)

2. 情報地質学会記事：本会の事業・運営等に関する報告・記事。
3. その他：上にあげたもののほか、編集委員会が適当と判断した事項。

G. 規約の改訂

1. 本規約の改訂は、編集委員会の議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

H. 施行

1. 本規約は 1998 年 6 月 26 日から施行する。
2. 本規約は 2015 年 6 月 18 日から施行する。
3. 本規定は 2016 年 12 月 26 日より施行する。
4. 本規定は 2018 年 2 月 9 日より施行する。

投稿規定

I. 一般的な事項

1. 投稿原稿の種類

投稿原稿の種類には以下のものがある。

論説 (Article), 総説 (Review), システム・ソフトウェア開発 (Development of System and Software), 短報 (Short Article), 研究 (技術) ノート (Notes), 講座 (Lecture Note), 討論 (Discussion), 研究紹介 (Research Introduction), 紹介 (Book Review and Software Review), ニュース (News)

2. 原稿提出期日

投稿は随時とする。

3. 投稿資格

投稿者の少なくとも 1 人は本会員でなければならない。ただし、編集委員会による依頼原稿の場合にはこの限りではない。

4. 投稿の手続き

原稿は電子ファイル (PDF および Word doc/docx 形式) で投稿する。原稿投稿時には所定の様式の原稿整理カードと保証書を添える。

5. 受付

事務局が原稿を受け取った日を受付日とする。

6. 原稿の送付先

原稿は本文、図表とともに一つの Word ファイルにまとめ、電子媒体 (PDF と Word の両方) で学会事務局 (E-mail: office@jsgi.org) に電子メールで送る。ただし、ファイルの大きさは 2 つ合わせて 10 Mb 以下とする。これを超える場合には、送付方法について事務局と打ち合わせる。

原稿整理カードと保証書 (署名・押印つき) は紙媒体で下の事務局に郵送する。

〒101-0047 東京都千代田区

内神田 1-5-13 内神田 TK ビル 3 階

特定非営利活動法人地質情報整備活用機構内

日本情報地質学会 事務局

Te1.03-6689-5353 Fax.03-3518-4901

II. 日本語の原稿

A. 原稿の構成

1. 論説, 総説, システム・ソフトウェア開発, 短報, 研究 (技術) ノートの原稿にはすべて欧文 (III.1 参照) の表題と著者名のローマ字書きを添える。

2. 論説, 総説およびシステム・ソフトウェア開発には日本語と欧文の要旨 (Abstract) をつける。日本語要旨の長さは 400 字以内とする。欧文要旨の長さは刷り上がり 2/3 ページ程度 (約 500 語) とし、日本語対訳 (直訳に近いもの) を添える。欧文要旨の原稿の書き方は、III. 欧文原稿の規定による。

3. 原稿第 1 ページには和文表題と和文著者名、つぎに欧文表題と欧文著者名を書く。また、脚注として、口頭発表の機関名とその年月、著者の所属機関名とその欧文名を書く。

4. 論説および総説の原稿には、著者名および論文表題の柱 (刷り上がりページ上部欄外の見出し: それぞれ 30 字以内) の原稿をつける。

5. 論説, 総説, システム・ソフトウェア開発, 短報, 研究 (技術) ノートの原稿には 5 個以内のキーワード (欧文および日本語) を添える。

B. 文章と文体

1. 文体はひらがなと漢字による口語常態 (である体) とし、現代かなづかいを用いる。
2. 漢字は当用漢字とする。ただし、固有名詞や学界で広く用いられている慣用の術語はこの限りではない。
3. 句読点その他には「,」「.」を用いる。
4. 本文中の人名には敬称をつけない。ただし、謝辞の人名はこの限りではない。
5. 数量を表す数字はアラビア数字とする。
6. 数式は印刷に便利のように十分注意して記号を記すこと。原則として数量 (変化量) を表す記号はイタリックとする。
7. ローマ字の人名の姓は大文字体とする。
8. 固有名詞で読み誤るおそれのあるものにはふりがなをつける。

C. 原稿の提出媒体と原稿の書き方

1. 原稿は Word doc/docx 形式の文書ファイルとその PDF

ファイルの両方を提出する。

2. 原稿の用紙サイズは A4 とし、1 行 36 文字、1 頁 30 行の横書きとする。
3. 最終提出時には、最終原稿 (Word ファイルと MS-DOS テキストファイル) とともに図表の画像ファイル (bmp, jpeg, png または tiff) とレイアウト案 (Word ファイルまたは PDF ファイル) を提出すること。レイアウト案には図・表を希望のサイズに縮小して、希望に位置に貼り付けておくこと。
4. 太字体、イタリック字体等の指定は著者が指定する。
5. 原稿の右側欄外に図・表を入れる位置を赤で示す。
6. 原稿の第 1 ページには標題、著者名、所属等の脚注を書く。第 2 ページ目以降には、欧文要旨、欧文キーワード、本文、文献、日本語要旨、日本語キーワード、図表説明文 (キャプション) の順に書く。図・表は原稿の最後にまとめて貼り付けておく。図表のファイルとして、別のファイルにまとめてもよい。

D. 文献

1. 文中の文献の引用は、次の例にならう。ただし、著者名のまぎらわしいものは、姓名を完記する。
(例) 「塩野・弘原海 (1989) により、」
「・・・である (塩野・弘原海, 1989)」
2. 引用文献は論文末に一括し、著者名のアルファベット順、同じ著者のものは年代順とする。この場合、日本人、外国人の別は問わない。
(例) 文 献
Gill, A. (1976) *Applied Algebra for the Computer Sciences*. Prentice-Hall Inc., 524p.
小野寛晰 (1974) 関係の代数 (シリーズ新しい応用の数学 6). 教育出版, 251p.
坂本正徳・塩野清治 (1992) 関係行列による層序の推定 一二項関係の行列表現と基本演算 - 情報地質, vol.1.3, no.2, pp.121-138.
塩野清治・弘原海 清 (1989) 論理地質学のための関係の代数. 情報地質, no.13, pp. 261-296.

E. 図・表

1. 図・表の類は次の 2 種類に分け、それぞれ番号をつける。
 - a. 図 (Fig.) : 本文中または折り込んで入れる図および写真 (カラー写真, カラーハードコピーを含む)。
 - b. 表 (Table) : 本文中または折り込んで入れる記号・文字・罫線よりなるもの。
2. 図・表は原則として画像ファイル (bmp, jpg, png または tiff) で提出する。なお、表は文書ファイルまたは Excel ファイルで提出してもよい。
3. 図・表は原稿の最後または別のファイルにまとめ、図・表の番号を略記する。なお、図、表の番号は第 1 図、第

1 表のようにつける。

4. 図・表の説明文 (キャプション) は本文の末尾にまとめて書くこと。
5. 図・表の刷り上がりの大きさは、縮尺幅を cm 単位で明記するか、レイアウト案に希望の大きさに縮小して示す。

III. 欧文原稿

1. 論説、システム・ソフトウェア開発、総説、短報・研究 (技術) ノートの原稿は日本の学界で広く用いられる欧文でもよい。
2. 欧文原稿は語学的に難点の少ないものであることを必要とし、著者の責任において完全を期する。
3. 論説、総説、システム・ソフトウェア開発の欧文原稿には、欧文による要旨 (刷り上がり 2/3 ページ程度) ならびに、日本語による要旨 (400 字以内) と著者名をつける。
4. 上に規定した事項のほかは日本語原稿の規定にしたがう。

IV. 原稿の制限

1. 原稿の長さを原則として次のように制限する。
論説、総説、システム・ソフトウェア開発
: 刷り上がり 20 ページ
短報、研究 (技術) ノート、講座、討論
: 刷り上がり 6 ページ
研究紹介 : 刷り上がり 4 ページ
紹介 (書籍・ソフトウェア) : 刷り上がり 2 ページ
2. ページ数の超過するものについては編集委員会の議による。
3. 上記のページ数を超過する分については、制作費の一部負担を著者に求めることがある。
4. 別刷費用は著者の負担とする。

V. 著作権

1. 雑誌『情報地質』に掲載された論文 (論説・総説・短報など) の著作権 (著作財産権, copyright) は日本情報地質学会に帰属するものとする。日本情報地質学会が著作権を保有する著作物を利用するにあたっては、日本情報地質学会から許諾を受けるあるいは届出をするなど、別途定める著作権規定に従わなければならない。

VI. 規定の改訂

1. 本規定の改訂は、編集委員会の議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

VII. 施行

1. 本規定は 2014 年 6 月 12 日より施行する。
2. 本規定は 2015 年 6 月 18 日より施行する。
3. 本規定は 2016 年 12 月 26 日より施行する。
4. 本規定は 2018 年 2 月 9 日より施行する